

# 東南アジアで活発化するキャッシュレス決済

調査部

上席主任研究員 岩崎 薫里

## 要 旨

1. 東南アジアでは、モバイル決済を中心にキャッシュレス決済の動きが活発化している。スマートフォンとインターネットが急速に普及する一方で、現金決済の割合が高くキャッシュレス決済への移行余地が大きいことが背景にある。また、中国でQRコードを利用したモバイル決済が普及するのを目の当たりにして、これを東南アジアでも再現しようと、様々な事業者が同様のサービスの提供に乗り出している。
2. 東南アジアのキャッシュレス決済の特徴としては、①モバイル決済が多い、②金融へのアクセスが難しい人であっても利用出来る仕組みとなっている、③使われている技術は必ずしも最先端のものではない、の3つが挙げられる。
3. 東南アジア諸国は、決済を巡る状況の違いに応じて2つに分類することが出来る。1つ目は、シンガポール、マレーシア、タイの3カ国である。これらの国では、キャッシュレス決済の導入による利便性の向上余地が大きいというえ、政府がキャッシュレス決済の普及に向けて積極的に取り組んでおり、この面からの追い風が見込める。3カ国に共通する施策としては、①携帯電話番号を使った24 / 7即時振り込み、②QRコード規格の統一、③カード決済端末の拡充、の3点が指摘出来る。
4. シンガポールでは、すでにキャッシュレス決済が相当程度普及するもとで、そこから取り残された隙間が埋まる形で、全体の利用がさらに進むという姿が展望出来る。マレーシアとタイでは、利用可能な場所の増加や利用コストの低下などにけん引されて、キャッシュレス決済の利用が着実に増えていくことが見込まれる。この3カ国でキャッシュレス決済に使われるデバイスは、プラスチックカードとモバイル端末の併存型となると予想される。
5. 2つ目は、この3カ国以外である。決済を巡る課題が深刻なため、キャッシュレス決済の導入による改善余地も大きく、課題解決型のキャッシュレス決済の拡大が実現するであろう。これらの諸国でプラスチックカードが普及していない点を踏まえると、プラスチックカードを経ずに現金決済からモバイル決済へ一足飛びに移行する可能性がある。
6. 東南アジアには、アリババ、テンセントの中国勢も進出している。両社とも中国では人々の生活に入り込んだうえで、それに付随する決済行為を取り込むことに成功したのに対して、東南アジアではそこまで人々の生活に入り込めていない。このため、両社は東南アジアのモバイル決済において一定の存在感を示すことは十分に展望出来るものの、中国で享受しているような突出したシェアを確保する公算は小さいと判断される。

## 目次

### はじめに

#### 1. キャッシュレス決済の概要

- (1) キャッシュレス決済とは
- (2) キャッシュレス決済の意義

#### 2. 東南アジアのキャッシュレス決済の動向

- (1) 東南アジアの現状
- (2) 主なキャッシュレス決済サービス
- (3) キャッシュレス決済拡大のルート

#### 3. 政府によるキャッシュレス決済推進策

- (1) シンガポール、マレーシア、タイ
- (2) インドネシア、フィリピン、ベトナム

#### 4. シンガポール、マレーシア、タイのキャッシュレス決済推進動向

- (1) シンガポール
- (2) マレーシア
- (3) タイ

#### 5. 今後の展望

### はじめに

中国で、モバイル決済を中心にキャッシュレス決済がわずか数年のうちに急速に普及したことは広く知られているが、キャッシュレス決済の足音は東南アジアでも聞かれるようになってきている。この地域でも、スマートフォンの普及に後押しされて、既存の金融機関から異業種に至る様々なプレイヤーによってキャッシュレス決済のサービスが相次いで提供されている。

東南アジアのキャッシュレス決済はどのように発展するのであろうか。その原動力となり得るのは何か。中国のようにキャッシュレス決済が一挙に浸透する可能性はあるのか。

シンガポール、マレーシア、タイでは、民間の動きに加えて政府もキャッシュレス決済の推進に積極的に取り組んでいる。その1つの成果として、シンガポールとタイでは、スマートフォンを利用して夜間や休日でも受取人の携帯電話番号宛てに即座に銀行送金ができるサービスが導入され、マレーシアでも近く導入される予定である。こうした政策はどのような影響をもたらし得るのか。

本稿では、このような問題意識に基づき、東南アジアにおけるキャッシュレス決済の動向を整理するとともに、今後の方向性を探る。

1. では、キャッシュレス決済の概要や意義をまとめる。2. では、東南アジアのキャッシュレス決済の現状を概観し、決済を巡る状

況に応じて東南アジア諸国を2つに分類したうえで、それぞれが今後、進み得るルートを展望する。3. で、東南アジア政府によるキャッシュレス決済の推進策を紹介し、4. で、そのなかでとくに積極的な取り組みを行っているシンガポール、マレーシア、タイの推進策を具体的にみていく。そして、5. で今後の東南アジアのキャッシュレス決済市場の姿を展望する。

## 1. キャッシュレス決済の概要

### (1) キャッシュレス決済とは

キャッシュレス決済とは、文字通りに捉えれば現金（紙幣・硬貨）以外の支払手段を用いた決済であるが、一般には電子決済全般を指し、現金に加えて小切手も除外されることが多い。本稿でも「キャッシュレス決済=電子決済」として議論を進めることにしたい。また、決済には個人や企業によるリテール決済以外に、銀行間決済を中心とするホールセール決済があるが、本稿ではリテール決済に焦点を絞ることとする。

キャッシュレス決済の主な手段としては、①銀行口座間の電子送金取引などの「電子送金」、②クレジットカード、デビットカードなどの「ペイメントカード」、③金銭的な価値を持つデータである「電子マネー」、の3つを挙げることが出来る。将来的には暗号通

貨も入ることになるだろう。

日本では銀行口座間送金が広く利用されているが、これをキャッシュレス決済に含めないケースがある。例えば「未来投資戦略2017」には「キャッシュレス決済比率を」現状の約2割から「倍増し、4割程度とする」（注1）という数値目標が盛り込まれたが、この場合のキャッシュレス決済のなかに銀行口座間送金は含まれていない（注2）。しかし、後述の通り、シンガポールやマレーシア政府が小切手からシフトすべくその促進に注力するなど、銀行口座間送金がキャッシュレス決済の有力な手段の1つであることは間違いない。これを含めると、日本のキャッシュレス決済比率は2割よりも高くなるであろう。

デビットカードは多くの場合、銀行のATMカードを兼ねている。日本であれば、銀行のATMカードは日本独自のデビットカードである「Jデビット」として利用可能であり、また最近では、VisaやJCBなどの国際ブランドのロゴの付いた「ブランド・デビット」もATM兼用カードとして出回り始めている。もっとも、日本ではデビットカードの利用が低調なこともあり、自分の保有するATMカードがデビットカードでもあることを認識していない人が少なからず存在する。

利用者がキャッシュレス決済に用いるデバイスとしてここにきて注目されているのが、スマートフォンなどのモバイル端末である。モバイル端末にクレジットカード、デビット

カード、電子マネーなどが紐付けされる、あるいはそれらの機能が搭載されるようになってきている。それによって、スマートフォンを用いた電子商取引において数クリックのみで決済が完了し、また、リアル店舗の店頭でも、スマートフォンを決済端末にかざしたり、紙に印字されたQRコードをスマートフォンで読み取ったりして決済することが可能となった。

## (2) キャッシュレス決済の意義

現在、キャッシュレス決済が世界的に注目されている。民間では、既存の金融機関や事業会社、新興企業が新しいデジタル技術を活用しながら様々なサービスを相次いで提供している。それに加えて、多くの国では政府がキャッシュレス決済の普及を推進している。これは、現金が以下の事情を抱えることから、政府としてはその利用を減らしたいためである。

- ①取り扱いコストが高い：現金の運搬、保管、管理、授受を安全かつ正確に行うには膨大な費用を要する。
- ②犯罪や不正の温床になりやすい：現金は盗難のリスクがあるうえ、マネーロンダリングやテロ資金などの犯罪に利用されやすい。また、政府による把握が難しく、税逃れや地下経済を助長する。
- ③金融包摂（Financial inclusion）にマイナスに作用：個人や中小零細企業が現金取引に

終始すると、銀行を利用するきっかけを逸し、金融の蚊帳の外に置かれ続けることになる。

- ④デジタルと親和性が低い：あらゆることがデジタルに完結可能となるなか、決済の部分のみ現金というアナログの手段に依存すると、取引のシームレスな流れが阻害され、デジタル化のメリットをフルに享受出来ない。

それに対してキャッシュレス決済は、①電子的に処理されるため取り扱いコストが低い、②すべての取引が電子的な記録として残り、犯罪や不正に相対的に利用されにくい、③電子決済の利用が銀行口座を保有するきっかけとなり、金融包摂に資する、④デジタルな決済であることから、ほかのデジタルの活動と親和性が高い、というメリットがある。各国政府は総じてこの4つの観点からキャッシュレス決済の普及を推進している。どの点を重視しているかは国によって異なり、例えば多くの新興国では②の税逃れや地下経済の撲滅、および③の金融包摂の実現（注3）に大きな期待を寄せている。日本であれば、①のコスト削減、および④のデジタルとの親和性への期待が大きい、それに加えて、増加する外国人観光客によるインバウンド需要を取り逃したくないとの思惑もある。

なお、例えばクレジットカードの不正使用や情報漏えいなど、キャッシュレス決済の安全性にも問題があるのはいうまでもない。あ

くまでも現金と比較して安全性が高いという  
点に留意する必要がある。

- (注1) 首相官邸 [2017] p.59
- (注2) 経済産業省発表の『キャッシュレス・ビジョン』では、キャッシュレス決済比率の計算において「銀行口座間送金」を含まない理由として「①個人による送金と法人による送金の区別が困難である、②同一銀行内の口座間送金については統計データが存在しない」の2点を挙げている。そのうえで、「銀行口座間の電子送金取引を正確にキャッシュレス決済比率の分子に含めることができれば、わが国のキャッシュレス決済比率は一定程度高くなるとも考えられる」としている。(経済産業省 [2018] p.8)
- (注3) キャッシュレス決済が金融包摂につながった事例としては、後述のケニアのモバイル送金サービスM-Pesaがしばしば指摘されている。それまで銀行口座を保有していなかった層の間で、M-Pesaの利用をきっかけに銀行口座の開設が進み、モバイルバンキングによる預金や融資の利用が拡大した。

## 2. 東南アジアのキャッシュレス決済の動向

### (1) 東南アジアの現状

東南アジアは総じて現金決済が主流の現金社会である。Roubini ThoughtLab（アメリカの調査会社）とVisaが世界80カ国の100都市を、デジタル決済（電子決済）の成熟度合いに応じて5つに分類した調査（注4）では、普及度合いが最も低い「現金中心」の都市にジャカルタ（インドネシア）、マニラ（フィリピン）、ハノイ（ベトナム）、プノンペン（カンボジア）の4都市が含まれた。その一方で、成熟度合いが最も高い「デジタルリーダー」に該当する東南アジアの都市はなく、2番目に高い「デジタル先進」な都市にはシンガポールのみが入った（図表1）。

図表1 主要都市の電子決済の状況（デジタル決済の成熟度）

	現金中心	デジタル移行中	デジタル成熟過程	デジタル先進	デジタルリーダー
東南アジア地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジャカルタ（インドネシア）</li> <li>・マニラ（フィリピン）</li> <li>・ハノイ（ベトナム）</li> <li>・プノンペン（カンボジア）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バンコク（タイ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クアラルンプール（マレーシア）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンガポール</li> </ul>	—
その他地域（抜粋）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カラチ（パキスタン）</li> <li>・カイロ（エジプト）</li> <li>・ラゴス（ナイジェリア）</li> <li>・メキシコシティ（メキシコ）</li> <li>・リマ（ペルー）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デリー（インド）</li> <li>・アテネ（ギリシャ）</li> <li>・モスクワ（ロシア）</li> <li>・イスタンブール（トルコ）</li> <li>・ナイロビ（ケニア）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京（日本）</li> <li>・上海（中国）</li> <li>・ローマ（イタリア）</li> <li>・ヨハネスブルグ（南アフリカ）</li> <li>・サンパウロ（ブラジル）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソウル（韓国）</li> <li>・香港</li> <li>・パリ（フランス）</li> <li>・フランクフルト（ドイツ）</li> <li>・ニューヨーク（アメリカ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストックホルム（スウェーデン）</li> <li>・コペンハーゲン（デンマーク）</li> <li>・ロンドン（イギリス）</li> <li>・オタワ（カナダ）</li> <li>・シドニー（オーストラリア）</li> </ul>

(注) 世界の80カ国の100都市について、銀行口座保有率、デジタルインフラ、電子決済利用状況などを総合して5つに分類。  
(資料) Roubini ThoughtLab, Visa, "Cashless Cities: Realizing the Benefits of Digital Payments," 2017



図表2 東南アジアにおける銀行口座・カード保有率と携帯電話加入率

(%)

	銀行口座保有率	デビットカード保有率	クレジットカード保有率	携帯電話加入率
シンガポール	97.8	91.8	48.9	150.5
マレーシア	85.1	73.8	21.3	140.8
タイ	81.0	59.8	9.8	173.8
インドネシア	48.4	30.8	2.4	147.7
ベトナム	30.0	26.7	4.1	127.5
フィリピン	31.8	21.0	1.9	109.4
ラオス	29.1	12.7	0.6	58.6
ミャンマー	25.6	4.9	0.1	95.7
カンボジア	17.8	7.2	0.6	—
<参考>中国	80.2	66.8	20.8	97.3
日本	98.2	87.0	68.4	130.6

(注) 銀行口座・デビットカード・クレジットカード保有率は2017年、携帯電話加入率は2016年の値。

(資料) World Bank "Global Findex Database", "World Development Indicators"

東南アジア主要9カ国をみると、シンガポール、マレーシア、タイ以外の国では銀行口座保有率は5割を下回る（図表2）。それを映じて、銀行口座間送金やデビットカードの利用が低調である。マレーシア、タイでは銀行口座保有率は8割と高く、したがってATMカードと兼用のデビットカードの保有率も高い。しかしながら、デビットカードは専らATMでの現金の引き出しに使われ、買い物時の支払いに利用されることは少ない。一方、ほとんどの国でクレジットカードが普及しておらず、シンガポール、マレーシア以外の7カ国の保有率は1割を下回る。シンガポールを除けば、デビットカードやクレジッ

トカードを利用出来る場所も限られている。

東南アジア以外の新興国もこれまではほぼ同じ状況にあった。従来、キャッシュレス決済は主に先進国での事象とみなされていた。キャッシュレス決済に必要なインフラの構築が新興国では困難ないし高コストだったためである（注5）。ところが、デジタル技術の発展と浸透が先進国のみならず新興国で急速に進むなか、キャッシュレス決済は新興国でも可能であることが明らかになった。デジタル技術によるインフラの構築ないし代替が比較的容易に出来るようになったことによる。その先鞭をつけたのが、ケニアのモバイル送金M-Pesaである（注6）。2007年にサービスが始まったM-Pesaは、携帯電話を利用した電子送金として世界で最初に成功したといわれている。

その後、世界中でインターネットが一段と普及するとともにスマートフォンが登場・普及するにつれて、M-Pesa以外にも様々なキャッシュレス決済サービスが新興国で登場した。なかでも、中国におけるアリババ系のAlipayおよびテンセント系のWeChatPayの台頭が著しく（注7）、この2つのサービスにけん引されて、中国はモバイル決済の先進国に一気に躍り出た。

こうしたなか、東南アジアでもキャッシュレス決済の動きが活発化し、モバイル決済を中心に様々なサービスが続々と提供され始めている。この背景には、スマートフォンとイン

ターネットが急速に普及する一方で、現金決済がまだまだ多くキャッシュレス決済への移行余地が大きいことなどが挙げられる。中国でQRコードを利用したモバイル決済が普及し

た影響も大きい。これを東南アジアでも再現出来るのではないかとの期待が盛り上がっている。なお、QRコード決済の仕組みについては参考1を参照されたい。

#### <参考1>QRコード決済

QRコード決済とは、QRコードをスマートフォンなどで読み取ることで完結する決済方法である。スマートフォンを用いるという点でモバイル決済の1種であるが、通常のモバイル決済では、スマートフォンを専用の決済端末にかざして情報を読み取る方式となっており、決済端末を用意する必要があるのに対して、QRコード決済のなかには決済端末不要のものもある点特徴的である。

QRコード決済には大きく分けて、①店舗がQRコードをスマートフォンなどモバイル端末で提示する、もしくはQRコードを印字した紙を提示し、それを顧客が自分のスマートフォン上のアプリを使って読み取る方法と、②顧客が自分のスマートフォンにインストールしたアプリ内で、自分のアカウントを示すQRコードを表示し、店舗がスマートフォンや専用装置でそれを読み取る方法、の2通りがある。

前者の、とくに店舗がQRコードを印字した紙を提示する方法には、初期コストが不要というメリットがある。この仕組みの典型例では、店舗は専用アプリを使ってQRコードを無料で簡単に作成出来る。QRコードには、店舗の名称や、店舗が保有する銀行口座の情報（銀行および支店のコード、口座番号）などの情報が格納されている。顧客は自分のスマートフォンのアプリを立ち上げてその情報を読み取り、支払う金額を入力すると、顧客のアカウントから店舗の銀行口座に送金される形で決済が完了する。

QRコード決済としばしば比較されるのが、同じくモバイル決済の1種であるNFC（注8）決済である。NFC決済では、QRコード決済のようにアプリを立ち上げる必要がなく、スマートフォンを決済端末にかざすだけで決済が完了するため、顧客としてはQRコード決済よりもスピーディーに決済が完了する。その一方で、店舗としては決済端末を用意する必要がある。

## (2) 主なキャッシュレス決済サービス

東南アジアで登場しているキャッシュレス決済サービスにはどのようなものがあるのか。先進国と変わらないサービスが多くみられるものの、その一方で、先進国では一般的でないサービスも目を引く。そうした独自の決済サービスの特徴として、以下の3点が指摘出来る。

第1に、スマートフォンの普及率の高さを映じて、モバイル決済サービスが多い。逆の見方をすれば、スマートフォンが普及したからこそ、それを活用した様々な決済のスキームが可能となった。

第2に、これまで金融へのアクセスが難しかった層、具体的には銀行口座の非保有者、銀行口座は保有していても支店やATMが近隣にない人、クレジットカードやデビットカードの非保有者、などであっても利用出来る仕組みとなっている。利用者がモバイル決済用の原資を確保するのに、銀行口座からの振替やクレジットカードへの紐付けではなく、代理店で現金を手渡してアプリ内に入金してもらう方法が典型例である。代理店は専属の場合もあるが、地元の食料品店や雑貨店、コンビニエンスストアなどが兼ねることが多い。

第3に、使われている技術は必ずしも最先端のものではない。提供される決済サービスのなかには、安価な送金を実現するためにブ

ロックチェーン技術といった先端技術を導入したものが散見される。しかしその一方で、中国に続き東南アジアでも急速に導入が進んでいるQRコード決済におけるQRコードは、四半世紀前に開発されたローテクな技術である(注9)。使い勝手がよくコストも低いサービスであれば、ハイテクかローテクかは関係ないといえよう。

このように、これまでキャッシュレス決済はおろか決済自体に不自由を強いられていた人でも簡単に利用可能なサービスが提供されている。そしてそのことが、東南アジアでキャッシュレス決済の利用が拡大する1つの原動力となっている。

現在、人気のあるキャッシュレス決済サービスの典型的な事例を以下でいくつか簡単に紹介する。

### (a) PayLah!

シンガポールの最大手銀行、DBSが2014年から提供しているPayLah!は、世界的にみて最先端をいくモバイル決済アプリである。QRコード決済、送受金、支払いの請求、EC決済、公共料金の支払い、アップルウォッチへのリンクなど幅広い機能が備わっている。後述のPayNowの導入(2017年)以前から、受取人の携帯電話番号宛ての振り込みが可能であった。従来は、DBSおよび傘下のPOSB(郵便貯金銀行)に銀行口座を保有していない人に振り込む場合、受取人はPayLah!のアプリ



をダウンロードする必要があったが、PayNow導入以降はそれが基本的に不要になった。

#### (b) Go-Pay

Go-Payは、インドネシアの配車アプリ・サービスの新興企業、ゴジェック (Go-Jek) が提供するモバイル決済サービスである。自社のサービス利用時の支払いからスタートし、その後、利用出来る領域が徐々に拡大し、現在ではGo-Pay利用者同士の送受金や現金の引き出しも可能である。Go-Payへのクレジットの入金は、銀行口座からの振替のほか、銀行口座の非所有者を想定して、ATMでの現金の入金や、ゴジェックのドライバーへの現金の手渡しでも可能である。なお、東南アジアでゴジェックと並ぶ配車アプリ・サービスの有力新興企業であるGrab (Grab) も、類似のモバイル決済サービスGrabPayを提供している。

#### (c) Coins.ph

フィリピンのCoins.phは、ブロックチェーンを活用したモバイル金融サービスであり、銀行口座を保有しなくても送受金、公共料金の支払い、携帯電話代金の入金などがスマートフォンで可能である。銀行口座保有率が低いという、海外への出稼ぎ労働者が多いというフィリピンの事情に対応している。海外からフィリピンへ送金する場合、仲介者が不要の

ブロックチェーン技術を活用することで処理コストを低く抑えることが出来るため(注10)、利用者が支払う手数料も銀行や専門の送金事業者と比較して安価に設定可能となっている。

#### (d) Alipay、WeChatPay

地場企業のみならず中国勢、具体的にはアリババ系のアント・フィナンシャル、テンセント系のテンペイも、中国でのAlipay、WeChatPayの成功を再現しようと東南アジアに進出している。現状では、中国人旅行者が東南アジアでも母国と同様にAlipay、WeChatPayによるQRコードを用いたモバイル決済を利用出来る取り組みを行っている。これは、中国人旅行者の海外での決済ニーズに応えることに加えて、現地の店舗にモバイル決済を知らしめ、その利便性を実感してもらう狙いもある。その取り組みが一巡した後は、地場の消費者へと対象顧客を拡大するとみられる。アント・フィナンシャルはまた、アリババが東南アジアで買収・提携した電子商取引事業でのAlipayの利用にも取り組んでいる。

### (3) キャッシュレス決済拡大のルート

現在、東南アジアでは多数のプレイヤーがキャッシュレス決済、とりわけモバイル決済サービスの提供に乗り出し、混戦状態にある。例えばベトナムでは、2017年時点でモバイル

---

決済を含む決済サービスのライセンスを持つノンバンクは16社に上り（注11）、金融機関も合わせればこの数はさらに多くなる。決済はネットワーク外部性により、利用者が多いほど利用価値が高まり、利用者がさらに増えるという特徴を有する。このため、今後はサービスの優劣などによって勝ち組と負け組が振り分けられ、プレイヤーが淘汰されていくなかで、全体の利用が増えていくことが予想される。

もともと、東南アジアと一口にいても、決済の置かれた状況は国ごとに異なり、それに対応してキャッシュレス決済が拡大するルートも異なってくる。電子決済の成熟度合いに応じて世界の都市を区分した前掲図表1に従うと、東南アジア諸国は、①「デジタル先進」のシンガポール、②「デジタル成熟過程」のマレーシアと「デジタル移行中」のタイ、③「現金中心」のその他の諸国、の3つに分けることが出来る。そして、それぞれの国の状況から総合的に判断すると、シンガポール、マレーシア、タイの3カ国は民間の活動を政府が後押しする形で、その他の諸国は民間主導で、キャッシュレス決済が拡大していくことが展望出来る。また、キャッシュレス決済において中心的に利用されるデバイスも、両者の間で異なってくると考えられる。具体的には以下の通りである。

#### (a) シンガポール、マレーシア、タイ

これまで「東南アジアでは決済を巡る課題が多い」と述べてきたが、この3カ国はその傾向が相対的に弱い。このため、キャッシュレス決済の利用拡大によって課題が劇的に解消されるといった余地も限られる。それでも、マレーシアとタイではキャッシュレス決済の導入による利便性の向上余地がまだまだ大きい。一方、この3カ国の政府がキャッシュレス決済の普及に向けて積極的に取り組んでおり、この面からの追い風が見込める。なお、3カ国の政策については、次の3. で詳しくみる。

これらの点を踏まえると、シンガポールでは、すでにキャッシュレス決済が相当程度普及するもとの、そこから取り残された隙間が埋まる形で、全体の利用がさらに進むという姿が展望出来る。マレーシアとタイでは、利用出来る場所の増加や利用コストの低下などにけん引されて、キャッシュレス決済の利用が着実に増えていくことが見込まれる。

この3カ国のキャッシュレス決済で利用されるデバイスは、プラスチックカードとスマートフォンの併存型となることが予想される。これは、①プラスチックカードの利用が比較的進んでいる（シンガポールとマレーシア）、②銀行口座保有率が相対的に高く、デビットカードを兼ねたATMカードがすでに手元に行き渡っている、③後述の通り、政策的にもプラスチックカードとスマートフォン

の両方が推進されている、などの理由による。

## (b) その他の諸国

決済を巡る課題が深刻なのは、シンガポール、マレーシア、タイ以外の東南アジア諸国であり、したがって、キャッシュレス決済の導入による改善余地も大きい。これらの国では、課題解決型サービスにけん引されてキャッシュレス決済が拡大することが展望出来る（注12）。政府がキャッシュレス決済の推進を謳っている国もあるものの、前述の3カ国ほど本格的な取り組みに至っていない点を踏まえると、キャッシュレス決済の拡大は民間主導になると予想される。

人口構成が若いことも、キャッシュレス決済の普及の支援材料となろう。新しいものごとを率先して取り入れるのは若年層である傾向が強いことに加えて、スマートフォンの普及率が若年層の間でとりわけ高いためである。

ただし、これらの諸国でモバイル決済が中国のように爆発的に普及するか否かは現時点で見通すことが出来ない。中国でモバイル決済が普及したのは、課題を解決出来たことに加えて、Alipayはアリババ、WeChatPayはテンセントの保持する膨大な顧客基盤を活用出来たことが大きい。東南アジア諸国では、そこまで強力な事業者が不在なもとで、顧客開拓にはより多くの時間を要することになる。それに加えて、利用者が安心してモバイ

ル決済を利用出来る環境を提供することが出来るか、また、政府が成長を阻害するような規制を課さないか、といった点も見届ける必要がある。

これらの諸国では、現金決済からモバイル決済へ一足飛びに移行する可能性がある。銀行口座を保有していなくてもスマートフォンを保有している人が圧倒的に多い一方で（前掲図表2）、プラスチックカードが普及しておらず、決済端末をはじめカード・インフラも整っていないためである。そうであれば、キャッシュレス決済のデバイスとして当初からスマートフォンが利用されるのは自然の流れと判断される。

(注4) Roubini ThoughtLab, Visa, “Cashless Cities: Realizing the Benefits of Digital Payments,” 2017

(注5) クレジットカードを例に挙げれば、加盟店がカードを取り扱うための決済端末や、加盟店とクレジットカード会社などをつなぐためのオンラインネットワークシステムとそれを支える情報通信基盤のほか、信頼出来る本人確認手段、信用情報を共有する制度などが必要になる。これまで多くの新興国でクレジットカードの利用が低調であったのは、これらが揃わなかったことが大きく影響している。

(注6) M-Pesaは、携帯電話事業でケニア国内最大手のサファリコム（ケニア政府と、イギリスの携帯通信大手ボーダフォンとの合弁会社）が提供するモバイル金融サービスであり、都市部への出稼ぎ労働者の送金ニーズに応える形で、ケニア国内で瞬く間に普及した。2017年6月時点での登録者数は2,262万人と、全人口（4,800万人）の47%、15～64歳人口（2,700万人）の84%に相当する。しかも、M-Pesaは送金にとどまらず、バーチャル預金口座、短期融資、海外送金へとサービスを段階的に拡大していき、ケニアの金融を大きく変革するとともに、金融包摂の進展に貢献した。

M-Pesaの特徴は、送り手、受け手とも銀行口座を保有していなくても、携帯電話で送金が出来、フォーマルな金融にアクセス出来ない層でも金融サービスを利用可能な点である。ケニアでは、「M-Pesa」のサービス開始1年前の2006年時点で、フォーマルな金融サービスを利用する成人人口の割合は18.9%に過ぎなかった。こ

のため、都市部の出稼ぎ労働者が地元の家族にお金を送るのに、地元に行く親戚やバスの運転手に現金を託すのが一般的であった。また、たとえ銀行口座を保有し、銀行から送金した場合でも、支店網が希薄ななか、地元の家族はその受け取りのために何時間もかけて最寄りの支店に赴く必要があった。それが、M-Pesaを利用すれば携帯電話でいつでも安全・確実に送金出来るようになった。（“M-Pesa maintains top slot of mobile money space,” Star, March 23, 2018, [https://www.the-star.co.ke/news/2018/03/23/m-pesa-maintains-top-slot-of-mobile-money-space\\_c1734019](https://www.the-star.co.ke/news/2018/03/23/m-pesa-maintains-top-slot-of-mobile-money-space_c1734019), FSD Kenya, “Financial Access in Kenya: Results of the 2006 National Survey,” October 2007）

(注7) アリババは電子商取引、テンセントはソーシャルネットワーク・サービス（SNS）を起点に事業領域を拡大し、買い物からゲームやチャット、出前の手配や保険の加入まで、日常の様々な行動がそれぞれ1つのプラットフォーム上で完結することを可能にした。そして、そうした行動に付随する「お金を払う」行為としてAlipay、WeChatPayを同じプラットフォーム上でシームレスに、余計な手間をかけることなく利用出来るようにした。両決済サービスの利用はアリババ、テンセントのサービスの拡大とともに順調に拡大していった。そうしてバーチャル上の決済で地位を確立した後に乗り出したリアル店舗での決済においても、QRコード決済という、加盟店にとって負担の少ない手法を取り入れて成功した。

(注8) Near Field Communicationの略。13.56MHzの周波数を利用する通信距離10cm程度の近距離無線通信技術。現在、日本で販売されているスマートフォンの多くに導入され、モバイル決済に利用されている。

(注9) QRコードは1994年にデンソーの開発部門（現デンソーウェーブ）によって開発された。

(注10) Coins.phで海外からフィリピンに送金する際、送金通貨はビットコインに変換され、ブロックチェーンのネットワークで送金処理されたうえでフィリピン・ペソに変換され、受取人に渡る仕組みとなっている。

(注11) “E-wallet services aim to make money in future,” Vietnamnet, January 26, 2017 (<http://english.vietnamnet.vn/fms/science-it/171362/e-wallet-services-aim-to-make-money-in-future.html>)

(注12) 新興国でキャッシュレス決済が広く受け入れられた国を見ると、決済を巡る深刻な課題があり、それにキャッシュレス決済が応えることが出来たという共通点がある。例えば、ケニアでM-Pesaが普及したのは、都市部への出稼ぎ労働者が地元の家族に安全・確実に送金するニーズが高かったにもかかわらず、それが満たされていないという課題があったことが最大の要因である。また、中国では、決済端末の設置コストおよび加盟店手数料が負担となって、中小零細店舗を中心にキャッシュレス決済の受け入れが進まないという課題があった。そこへ、アント・フィナンシャル、テンペイが初期コスト不要のQRコード決済を導入し、加盟店手数料も低く設定したことで、店舗による受け入れが急速に広がり、モバイル

決済の普及に弾みがついたという経緯がある。

### 3. 政府によるキャッシュレス決済推進策

#### (1) シンガポール、マレーシア、タイ

シンガポール、マレーシア、タイの3カ国では、民間の動きとは別に、政府がキャッシュレス決済の推進に積極的に取り組んでいる。シンガポールは知識・イノベーション集約型経済「Smart Nation」を実現すること、マレーシアとタイは「中所得国の罟」を脱し、高所得国の仲間入りを果たすことが国家的な課題となっている。そのためには、非効率な現金・小切手の利用を減らしキャッシュレス決済を増やすことで、国の生産性を高める必要があると認識されている。

この3カ国のキャッシュレス決済推進策に共通するのは、(a) 携帯電話番号を使った24 / 7即時振り込み（注13）、(b) QRコード規格の統一、(c) カード決済端末の拡充、の3つの施策である。これらはいずれも、キャッシュレス決済の普及に向けたインフラ整備策といえる。それぞれについて以下で具体的にみていく。

#### (a) 携帯電話番号を使った24 / 7即時振り込み

電子送金の新しいインフラとしての「携帯

電話番号を使った24 / 7即時振り込み」は、近年、世界中で広がりつつあり、その流れにこの3カ国も乗った形となっている。その前提として、この3カ国が東南アジアのなかで銀行口座保有率が高いことが挙げられる。銀行口座保有率が低いその他の東南アジア諸国では、こうした振り込みが可能になっても利用者が少なく、得られる効果も限定的にとどまるであろう。なお、振り込みの具体的な内容については参考2を参照されたい。

シンガポール、タイでは中央銀行と銀行業界の協力のもと、すでに2017年に導入され、マレーシアでも同様に2018年中に導入される予定となっている。それにより、夜間や休日であっても銀行口座間の振り込みが可能なおえ、振込先として受取人の銀行口座番号の代わりに携帯電話番号を入力することが出来る。しかも、手数料は無料ないし安価に設定されている。

これに類似したP2P（個人間）送金は、大手銀行やスタートアップなどによって以前から提供されてきたものの、自行・自社の顧客間の送金に限定されたり、自行に口座のない受取人は専用のアプリをダウンロードする必要があったりする。その点、この振り込みにおいては、3カ国とも国内の主要銀行すべての参加が実現済みないし実現予定のため、そうした事態が生じる可能性は低く、送り手、受取人ともシームレスに送受金出来る。

この振り込みは、割り勘の支払いや子供へ

の小遣いなど、これまでP2Pで行われてきた現金のやり取りを代替することが出来る。しかしそれにとどまらず、B2C（企業・消費者間）であれば、顧客はリアル店舗の店頭で自分の銀行口座から店舗の銀行口座に資金を即時に振り込む形で支払いを済ませることが可能である。ほかにも、B2B（企業間）やG2C（政府・市民間）など様々な利用が想定されている。なお、3カ国とも、携帯電話番号のほか国民ID（法人の場合は納税者番号）での振り込みも可能とすることで、利用者の裾野を広げるとともに、政府による給付金の支払いなどにも対応出来るようにする。

3カ国の政府は、こうした電子送金の新しいインフラを提供することで、それを利用した様々な決済サービスが登場し、国全体で現金からキャッシュレス決済へのシフトが加速することを期待している。一方の銀行業界には、異業種やスタートアップが新しい決済サービスを武器に次々と参入するのに対抗するという狙いがある。対抗相手としてはAlipay、WeChatPayという中国勢も当然ながら含まれる。銀行業界はまた、近年、ビッグデータの利活用の重要性が高まるなか、顧客の振り込みデータを収集・蓄積し活用することも視野に入れている。



### ＜参考2＞携帯電話番号を使った24 / 7即時振り込み

「携帯電話番号を使った24 / 7即時振り込み」の「24 / 7」とは、24時間週7日、いつでも銀行口座間の振り込みが可能なことであり、「即時振り込み」とは、資金を振り込むとほぼ即座に受取人の銀行口座に着金されることである。日本では「即時振り込み」は世界的にみても早い時期に実現したが、多くの国では着金までに1～3日程度を要していた。一方の「24 / 7」については多くの国では対応せず、例えば日本でも夜間や休日（具体的には平日8：30～15：30以外の時間帯）に振り込むと、受取人の銀行口座への着金は翌営業日を待たなければならない。

近年、「即時振り込み」と「24 / 7」の両方を一挙に導入し、さらに付加価値として「携帯電話番号を使った」振り込みを可能とする動きが世界中で広がりつつある。携帯電話番号を使った振り込みとは、受取人の銀行口座番号と携帯電話番号を予め紐付けしておくことで、送り手が受取人の携帯電話番号を入力することで銀行口座宛てに振り込みが出来る仕組みである。これにより、送り手は受取人の銀行口座番号を知らなくても振り込みが可能となり、とりわけスマートフォンで振り込みをする場合、電話帳に登録した受取人の携帯電話番号を呼び出せば済むことから、家族や友人に簡単に振り込みが出来るようになる。

なお、日本で即時振り込みが平日8：30～15：30のみ可能であるのは、全銀システムがその時間帯以外は稼働していないためである。2018年中に、この「平日8：30～15：30」を「コアタイム」システムとして、それ以外の時間帯にも全銀システムが稼働する「モアタイム」システムが導入される。これにより、日本でも「24 / 7即時振り込み」が可能となる。ただし、銀行の「モアタイム」への参加は任意であり、参加銀行であっても対応する時間帯を自由に決めることが出来る（注14）。また、携帯電話番号宛て振り込みは出来ず、引き続き銀行口座番号宛ての振り込みのみとなる。

#### (b) QRコード規格の統一

QRコード規格の統一は、この3カ国でQRコード決済が広がりつつある現状を受けたものである。銀行、カード会社、通信事業会社などがQRコードを用いたモバイル決済サー

ビスの提供に乗り出し、これまで現金決済が主流であった中小零細店舗を中心に、加盟店の獲得に動いている。そうした状況下、互換性のない様々なQRコード規格が乱立しかねない恐れが生じた。



中国では、アリババ系のAlipay、および Tencent系のWeChatPayの2つのモバイル決済サービスが合計で市場シェアの9割を握ることから、店舗も大まかにいえばこの2つのQRコードを提示すれば事足りる。ところが、そうした寡占市場になっていない東南アジアでは、店舗は多くのQRコードを提示しなければならないが、消費者側も、店頭で提示されている多数のQRコードの中から自分の使いたいモバイル決済サービスに対応するものを探し出す必要があり、混乱のもととなる。そうすると、QRコード決済の普及自体が阻害されかねない。

そこで、QRコードの規格を統一し、どのモバイル決済サービスであっても1つのQRコードが対応出来るようにする取り組みがこの3カ国で行われ、シンガポール、タイではすでに実現し、マレーシアでも2018年中の実現を目指している。

3カ国の政府は、このQRコード規格の統一と、前述の携帯電話番号を使った24 / 7即時振り込みをセットで考えている。すなわち、この振り込み方法によってリアル店舗でのモバイル決済が可能になるが、消費者が店頭で店舗の携帯電話番号や納税者番号を入力する代わりに、QRコード、しかも店頭で1つのみ提示されたもの、を読み取ることが出来れば、決済の利便性がさらに向上する。手数料率も無料ないし低額に設定され、利用コストが低い。それにより、モバイル決済の普

及をより確かなものにするのが期待されている。

### (c) カード決済端末の拡充

3カ国政府は、キャッシュレス決済を行うデバイスとして、スマートフォンに加えて、以前からあるプラスチックカードも重視している。モバイル決済、つまりスマートフォンを利用した決済の将来性の高さを認識しつつも、現時点での利用は限定的にとどまるうえ、高齢者層にまで利用が浸透するかどうか確信を持っていない。それであれば、モバイル決済にのみ依存するのではなく、それと同時に従来型のカード決済の利用も推進しようとの合理的な考えが各国政府にある。そして、消費者によるカード決済の利用を増やすためには、カード決済端末の拡充が重要であると考えられている。

具体的な施策は国によって異なる。シンガポール政府は、1台の端末で様々な決済サービスに対応可能な決済端末「統一型POS端末(UPOS)」の開発・導入に注力している。デビットカード、クレジットカード、電子マネーなど各種のキャッシュレス決済がすでに普及しているもとの、店舗と顧客の双方にとって使い勝手のよい決済端末が提供されるようになれば、利用も増えるとの期待に基づく。一方、マレーシアでは、VisaやMasterCardなどのカード・ネットワークおよびその参加銀行に対して、決済端末の設置を増やすインセン

タイプが付与されている。タイでも、決済端末の設置に対して税制面をはじめ各種の優遇措置が講じられている。

なお、マレーシアおよびタイ政府は、プラスチックカードのなかでもとくにデビットカードの利用拡大を図りたいと考えている。両国では、国民の多くがATMカードを兼ねるデビットカードを保有しているが、専らATMでの現金の引き出しに利用している。すでに保有しているのであれば、決済にも使うよう仕向けることは比較的容易なのではないかと両国政府は判断している。一方でクレジットカードは与信商品であり（注15）、入会審査があるなど保有のハードルが高いことに加えて、加盟店手数料率がデビットカードよりも高く（注16）、店舗による受け入れコストが高い。このことも、両国政府がデビットカードの利用を推奨する理由として指摘出来る。これに対してシンガポールでは、プラスチックカード全般の利用がすでに進むなか、それをさらに普及させたいと考えているため、どれを重点的に拡大させたいかといった明確な方針は打ち出されていない。

## (2) インドネシア、フィリピン、ベトナム

シンガポール、マレーシア、タイの3カ国以外の東南アジア諸国でも、政府がキャッシュレス決済を推進している。生産性の向上に加えて、税逃れや地下経済の縮減、腐敗の防止、金融包摂などが目的であり、銀行の決

済システムの構築などインフラ整備を中心に取り組みが行われている。もっとも、多くの国では決済はもとより金融全体の課題が山積するも、銀行口座保有率の引き上げなど、キャッシュレス決済以前に優先すべき施策が多いのが実情である。

以下ではインドネシア、フィリピン、ベトナムでの取り組みについて簡単に紹介する。

インドネシアでは、国民にキャッシュレス決済の効用を啓蒙するための「National Non-Cash Movement」が2014年にスタートした。キャッシュレス決済が利便性、安全性、取引の迅速性において優れていることを広く周知させる狙いがあり、様々なキャンペーンを実施したり、キャッシュレス決済を推進する取り組みを支援したりしてきた。一方、2017年には、複数の既存電子決済システムを1つのプラットフォームに統合し、相互接続と相互運用を可能とする「National Payment Gateway」が導入された。対象となる主な決済デバイスはATMカード、デビットカード、クレジットカード、電子マネーであり、対象となる主な決済チャネルはATM、EDC（電子的データ収集）、エージェント、ペイメント・ゲートウェイである。それらの利便性、信頼性、安全性が向上することが期待されている。

フィリピンでは、2015年に「国家リテール決済システム（National Retail Payment System）」イニシアティブが発表された。キャッシュレス決済を推進して現金社会から

脱することで、フィリピン経済の効率を高めるとともに金融包摂を進める狙いがある。現行では1%程度に過ぎない電子決済比率を2020年までに20%に高めることが目標に据えられている(注17)。その一環として2017年11月に、振り込んだその日に着金する銀行口座間振り込み「PESONet」が導入された。主に小切手からのシフトが見込まれている。翌2018年4月には、5万ペソ(約10万円)以下の少額振り込み向けに24/7即時振り込み「InstaPay」が導入された。「InstaPay」は、インターネットバンキングまたはモバイルアプリで利用出来、電子商取引やリアル店舗での利用が想定されている。もっとも、振込先として銀行口座番号を入力する必要があり、携帯電話番号は入力できない点などにおいて、シンガポールのPayNow、タイのPromptPayよりも利便性が劣る。

ベトナムでは、2016年12月、2020年までにキャッシュレス決済を大幅に進める計画が決定された(Decision No.2545/QD-TTg)。ここでは、キャッシュレス決済の目的として、現金の取り扱いに対する社会的コストの引き下げに加えて、ベトナムの事情を反映して、決済や所得を透明化することによる腐敗や経済犯罪の縮減が挙げられている。計画では、POS端末(決済端末)の台数を増やし、スーパーマーケットやショッピングモールに100%行き渡るようにする、電力、水道、通信、各種メディアの事業者の70%がキャッシュレ

ス決済を受け入れる、都市部での個人・家計の50%が普段の買い物でキャッシュレス決済を行う、などの数値目標が織り込まれている。また、地方・遠方でのキャッシュレス決済を促進するために、そうした地域であっても支払いや送金を簡単・便利に行えるような、モバイル決済などの新しい決済ツールを開発・適用することも打ち出されている。この計画に基づき具体的な施策が順次、打ち出されつつある。

このように、東南アジアではシンガポール、マレーシア、タイの3カ国以外でもキャッシュレス決済が推進されているものの、金融の発展状況を映じて、この3カ国のほうが施策の内容が充実しているといえる。次の4.では、この3カ国がキャッシュレス決済の普及のためにどのような政策を講じているか、より具体的に整理する。

(注13) 24/7とは、「1日24時間、週7日いつでも」という意味。

(注14) ただし、参加銀行は平日15:30から18:00までは対応する必要がある。

(注15) クレジットカードでは、利用者が支払いのためにカードを利用してから、実際に代金を支払うまでの間、カード・イシューア(カード発行銀行・会社)が代金を立て替えている(=貸している)。したがって、クレジットカードは決済商品であるとともに与信商品でもある。

(注16) 例えば、タイのクレジットカードの加盟店手数料率は1.6~2.5%と、デビットカードの0.55%を大幅に上回る(カシコン銀行へのヒヤリング、2018年3月27日)。

(注17) Bangko Sentral ng Pilipinas, "The Transformation of the Philippine Retail Payment System," (speech by Governor Amando M. Tetangco, Jr.) March 31, 2017 (<http://www.bsp.gov.ph/publications/speeches.asp?id=557>)

## 4. シンガポール、マレーシア、タイのキャッシュレス決済推進動向

### (1) シンガポール

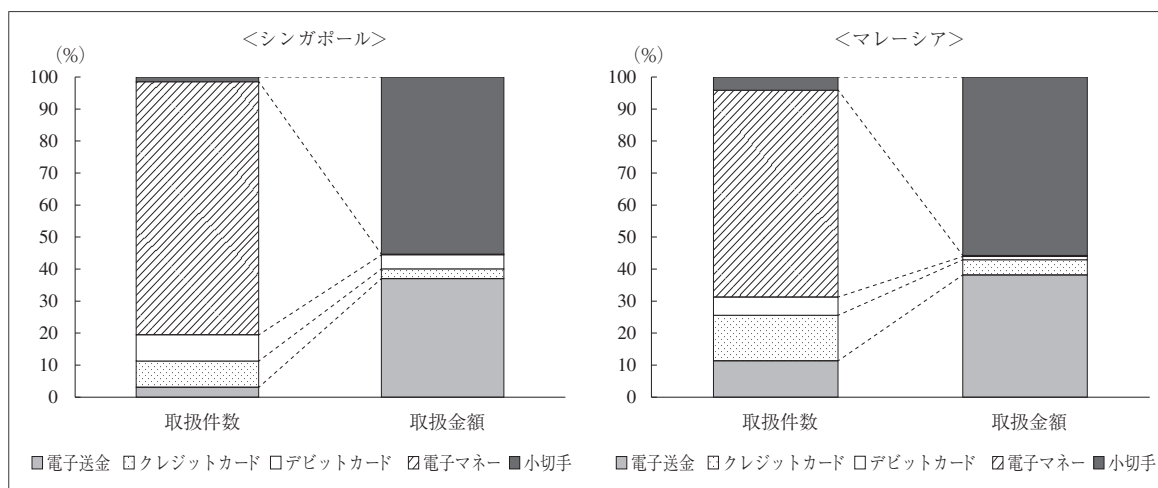
#### (a) 現状

シンガポールは、東南アジアのなかでキャッシュレス決済が最も進んでいる。銀行口座保有率が100%近いもとで電子送金やデビットカードが普及しているうえ、クレジットカードも広く利用されている。利用頻度の面で突出しているのが電子マネーである。これは、シンガポールでは公共交通機関が発達

しており、利用時には日本のSuicaやEdyに相当する電子マネーである「EZ-Linkカード」、「NETS FlashPayカード」での支払いが一般化していることによる。非現金決済取扱件数(含む小切手)の79.1%を電子マネーが占める(2016年、CPMI、図表3)。ただし、交通系での利用は単価が小さいことから、取扱金額ベースでは0.2%を占めるに過ぎない。

シンガポールのキャッシュレス決済の状況は、世界的にみればトップクラスとはいえない。キャッシュレス決済の成熟度合いの分類(前掲図表1)では上から2番目に甘んじている。また、現金流通残高の対名目GDP比率

図表3 シンガポールとマレーシアの非現金決済取扱件数・金額



(注1) シンガポールは2016年、マレーシアは2017年の値。

(注2) 電子送金：シンガポールは振り込みおよび引き落とし、マレーシアはインターバンクGIROおよび即時振り込み。

(資料) Bank for International Settlements, Committee on Payments and Market Infrastructures, "Statistics on payment, clearing and settlement systems in the CPMI countries," December 2017

Bank Negara Malaysia, "Financial Stability and Payment Systems Report 2017," 2018

(2016年)では、CPMIメンバー国・地域(注18)の平均が9.0%であるのに対してシンガポールは10.4%、カード決済金額の対名目GDP比率では、メンバー平均が34.7%であるのに対してシンガポールは20.8%であった(図表4)。

**(b) 推進の目的**

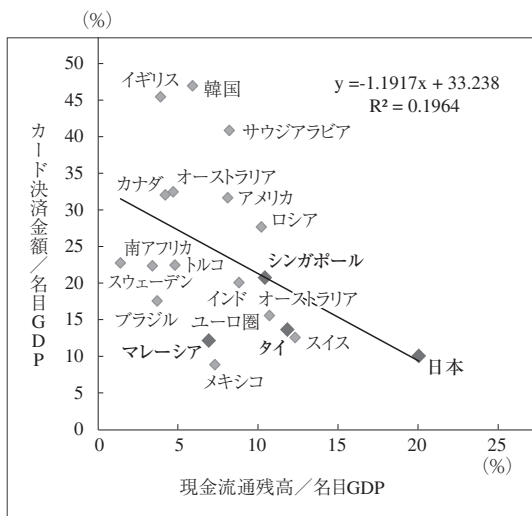
シンガポール政府は、同国を世界有数のキャッシュレス決済国にすることを目指し、様々な取り組みを行っている。その推進力となっているのが、国家戦略として掲げた「Smart Nation」、すなわち知識・イノベーショ

ン集約型経済の実現である。すでに高所得国となっている同国が世界経済のフロントランナーであり続けるためには、自らイノベーションを引き起こして産業を高度化し、経済発展の道を切り拓いていくしかない。その前提として、非効率で高コストである現金・小切手の取り扱いを可能な限り減らすことが重要との認識を有している。なお、シンガポール通貨監督庁(MAS)からの委託でKPMGが作成した「Singapore Payments Roadmap」(注19)によると、現金・小切手の取り扱いによってシンガポール全体が毎年負担する社会的コスト(注20)は、名目GDPの0.5%に相当する20億シンガポール・ドル(約1,600億円)に上ると試算されている(注21)。そのうち、現金を安全に輸送・保管するのに要するコスト、および小切手の処理コストが大きな割合を占めるとのことである。

シンガポール政府がキャッシュレス決済の普及を重要視していることは、2017年の独立記念集会(National Day Rally)(注22)で、リー・シェンロン首相がこの課題を取り上げたことから確認出来る。同首相は、「Smart Nation」実現に向けた取り組みにおいて遅れている分野としてキャッシュレス決済を挙げ、それを打開するために政府が取り組んでいる推進策を紹介した(注23)。

キャッシュレス決済の現状においてシンガポール政府が問題視するのは、主に次の3点である。

図表4 現金流通残高とカード決済金額の対名目GDP比(2016年)



(資料) Bank for International Settlements, Committee on Payments and Market Infrastructures, "Statistics on payment, clearing and settlement systems in the CPMI countries," December 2017



第1に、小切手の使用率の高さである。小切手の使用は趨勢的に低下しているとはいえ、法人取引において依然として根強いほか、消費者の間でも高齢者層を中心に、主に高額を支払いに用いられている。非現金決済における小切手のシェアは、取扱件数ベースでは1.5%と低いものの、取扱金額ベースでは55.3%と半分強を占める（前掲図表3）。

第2に、キャッシュレス決済が行き渡らない場所の存在である。ショッピングモール、レストラン、医療費、学費などの支払いでは現金の利用は2割を下回る一方で、露店やホーカー（屋台）センター、中小零細店舗、家政婦の給金、タクシーの支払いなどでの現金利用は7割を超える（「Singapore Payments Roadmap」）。とりわけ露店・ホーカーセンターでは9割超が現金決済となっている。決済サービス会社NETS（注24）の試算によると、シンガポール国内の6,000のホーカーでの年間現金取引額は10億シンガポール・ドル（約830億円）に上る（注25）。それだけに、この場でのキャッシュレス決済を進めることが出来れば影響も大きい。

第3に、キャッシュレス決済の使い勝手が必ずしもよくないことである。以前からあるクレジット／デビットカードや電子マネーに加えてモバイル決済が登場し、QRコードによる読み取り方式のサービスも複数登場している。こうしたキャッシュレス決済サービスの乱立状態により、消費者はどこで何を使え

るのか混乱し、店舗も複数の受け入れ端末を用意する必要があるうえ従業員が操作を使い分けなければならない事態を招来している。

### (c) 主な施策

それらに対処するために、政府が実施している主な取り組みとして、以下の3点が挙げられる。いずれもキャッシュレス決済の普及に向けたインフラ整備の色彩が濃い。

第1に、携帯電話番号宛ても可能な24／7即時振り込み「PayNow」の導入である（図表5）。シンガポール銀行協会（ABS）とMASの主導のもとで2017年7月に導入された。導入開始時には7つの金融機関が参加し、2018年4月に新たに2行が加わった。この9行でシンガポール国内のリテール決済の大半がカバーされる。

シンガポールは、24／7即時振り込みの「FAST（Fast and Secure Transfers）」を、2014年にすでに導入している。それにより、従来の振り込みや小切手に比べて送金スピードが格段に速まり、振り込みの利用の大幅な拡大と小切手利用の縮小の一因となった。PayNowはFASTの基盤の上に構築された、利便性とコストの両面において一段と向上したサービスである。両者の最大の違いは、FASTでは銀行口座番号宛てに振り込むのに対して、PayNowでは携帯電話番号または国民ID（国民登録番号）宛てで済む点である。

PayNowは当初はP2P送金にとどまったも



図表5 PayNow（シンガポール）とPromptPay（タイ）の概要

	シンガポール	タイ
名称	PayNow	PromptPay
導入時期	2017年7月	2017年1月
対象	個人 2018年中に企業も	個人、企業
参加銀行（相互に送金・受け取り可能）	9行	19行（商業銀行 15行、国営銀行 4行）
利用可能時間	24時間週7日	24時間週7日
入金までに要する時間	ほぼ即時	ほぼ即時
登録情報	携帯電話番号または国民ID番号	携帯電話番号または国民ID番号 (企業の場合は納税者番号)
送金手数料	○個人間 無料 ○法人間 有料	○個人間（手数料の上限） ・5,000バーツ以下：無料 ・5,000バーツ超30,000バーツ以下：2バーツ ・30,000バーツ超100,000バーツ以下：5バーツ ・100,000バーツ超：10バーツ ○法人間（手数料の上限） ・10,000バーツ以下：10バーツ ・100,000バーツ超：15バーツ
送金に利用可能なデバイス	スマートフォン、パソコン（DBS）	スマートフォン、パソコン、ATM (Bangkok Bank)

(注1) PromptPayの振込手数料については、完全無料とする銀行もある。

(注2) 送金に利用可能なデバイスは銀行によって異なる。

(資料) Bank of Thailand, Singapore Bankers Association, Bangkok Bank, DBSウェブサイトなど

の、2018年8月には企業および政府による送受金に拡大した。P2P送金の振込手数料は無料に設定されている。PayNowへの登録者数（個人）は2018年3月末時点で、シンガポールの人口（550万人）の2割に相当する120万人を超えた（注26）。

第2に、広範にわたる決済サービスに対応可能な決済端末「統一型POS端末（Unified Point-of-Sale＜UPOS＞ Terminal）」の開発・導入である。様々な決済サービスの出現に対応したものであり、MASの主導のもとで開発が進められ、2016年頃からUOB、OCBC、

DBSなどの主要銀行を中心に設置が始まっている。2017年5月にはUOBとNETSが、シンガポールでコンビニエンスストアのセブンイレブンや複数のスーパーマーケットを展開するDairy Farm Singapore Groupと提携し、同社の650の店舗に2,000のUPOS端末を設置することで合意した。この端末は、クレジットカードおよびデビットカードに加えて、各種電子マネー（NETS FlashPay、EZ-Link）やモバイル決済（Android Pay、Samsung Pay、Apple Pay、UOB Mighty Pay）などに対応する。

第3に、決済用QRコードの規格統一化で

ある。シンガポールでも、これまで現金決済が主流であったホーカーや中小零細店舗を中心に、QRコード決済の導入が広まりつつある。そうした状況下、MASと情報通信開発庁の共催のもと、複数の政府機関や関係企業・銀行からなるタスクフォースが組成され、2017年に統一QR決済規格「SG QR」が開発された。すでにQRコード決済の提供を始めている諸銀行による置き換えを含め、2018年から順次、「SG QR」が導入されている。

なお、MASは、上記の施策を含めキャッシュレス決済社会の実現に向けた助言組織としてPayments Councilを新設した（2017年8月）。メンバーは銀行、PSP（決済サービス・プロバイダー）、一般企業、業界団体などのトップ20名から成る。

## (2) マレーシア

### (a) 現状

マレーシアは東南アジアのなかではシンガポールに次いでキャッシュレス決済が進んでいる（注27）。前掲図表1に従うと、マレーシアの首都クアラルンプールは東京と同じく「デジタル成熟過程」の段階にある。

マレーシアもシンガポールと同様に、小切手の使用は減少傾向にあるとはいえ、非現金決済に占める取扱金額が55.8%と依然として半分強を占める（2017年、前掲図表3）。一方、ペイメントカードの取扱金額において、シンガポールではクレジットカードとデビット

カードがほぼ同程度であるのに対して、マレーシアではクレジットカードのほうが大幅に多い。もっとも、最近、デビットカードの利用が急速に増えている。過去5年間（2013～2017年）の取扱金額の変化を比べると、クレジットカードが25.9%増であったのに対して、デビットカードはそれを大幅に上回る160.2%増であった。後述する政府による現金からデビットカードへのシフト策が奏功しているとみられる。

### (b) 推進の目的

マレーシア政府は、2011年に「Financial Sector Blueprint 2011-2020」で打ち出して以来、キャッシュレス決済の普及に向けた取り組みを行ってきた。その最大の目的は生産性の向上である。マレーシアの最重要目標は「中所得国の罫」から脱し、高所得国の仲間入りを果たすことである。そのためには経済の効率化や高付加価値化が不可欠であり、その1つの方策としてキャッシュレス決済を普及させる必要があると政府は認識している。

例えば、銀行が小切手を処理するためには1枚当たり平均4リンギット（約110円）のコストを要する。2017年には1.2億枚の小切手が処理されたことから、4.8億リンギット（約133億円）がそのために費やされたことになる（注28）。銀行とは別に事業会社も小切手の処理のために1枚当たり平均6.8リンギット（約188円）を負担しており、それも

勘案するとコストはさらに拡大する。これに対して、電子送金（インターバンクGIROおよび即時振り込み<instant transfer>）であれば、銀行が費やすコストは1回当たり30セン（0.3リンギット、約8円）に過ぎない。

**(c) 主な施策**

マレーシア政府はキャッシュレス決済の拡大を、①現金からペイメントカードへのシフト、および②小切手から電子送金へのシフト、の2つのルートで実現しようとしている。現金からのシフト先として、ペイメントカードのうちとりわけデビットカードが志向されている。これは、前述の通り、①国民の多くがATMカードを兼ねるデビットカードをすでに保有している、②クレジットカードは保有

のハードルが高いことに加えて、加盟店手数料率が相対的に高い、などの理由による。

これら2つのシフトを促すために用いる施策として、①価格シグナルを修正することで関係者を望ましい決済手段（ペイメントカードおよび電子送金）に導く、②利用者が望ましい決済手段を自ら進んで利用したくなるような価値を提供する、③望ましい決済手段への利用者のアクセスを改善し、利用しやすくする、④望ましい決済手段の提供者が、その拡大に向けた取り組みを継続的に行うためのインセンティブを用意する、⑤望ましい決済手段を使うことのメリットを利用者に広く周知・啓蒙する、の5つが採用されている。

具体策は図表6の通りである。シンガポール政府によるキャッシュレス決済の推進策がイ

図表6 マレーシアにおけるキャッシュレス決済拡大に向けた施策

	現金からデビットカードへ	小切手から電子送金へ
①価格シグナルの修正	○クレジットカード、デビットカードのインターチェンジ・フィーに対する上限設定および上限引き下げ。	○振込手数料の上限引き下げ。 ○小切手発行手数料の導入。
②価値の提供	○「ICカードとサイン」から「ICカードと暗証番号入力」への切り替えによる安全性の向上。 ○接触ICカードへの非接触ICの搭載による利便性の向上。	○振り込みに要する時間の短縮・即時化。
③アクセス改善	○決済端末の増設。	○オンライン・バンキングに加えてATMでの振り込みを可能に。
④インセンティブ付与	○決済端末の増設を促進するためのファンド（Market Development Fund）。	○電子送金を促進するためのファンド（e-Payment Incentive Fund）。
⑤周知・啓蒙	○各種キャンペーン。	○各種キャンペーン。

(注) インターチェンジ・フィーとは、カード・アクワイアラー（カード加盟店開拓銀行）がカード・イシューアー（カード発行銀行）に支払う手数料。カード・アクワイアラーは、インターチェンジ・フィーに自行の取り分などを上乗せした手数料（加盟店手数料）をカード受入加盟店から徴収する。したがって、インターチェンジ・フィー料率が低下すると、加盟店が支払う加盟店手数料率も低下する。

(資料) Bank Negara Malaysia, "Financial Stability and Payment Systems Report 2017," 2018など

ンフラ整備に重点を置いているのに対して、マレーシア政府はより積極的に関与していることが確認出来る。とりわけ、「①価格シグナルの修正」および「④インセンティブの付与」において、積極姿勢が色濃く表れている。

「①価格シグナルの修正」では、クレジットカードやデビットカードのインターチェンジ・フィー（注29）に対する上限設定および上限の引き下げを行っている（図表7）。それによって、店舗によるカードの受け入れコストを引き下げてカード決済を利用出来る場所を拡大し、現金からカードへのシフトを促そうとしている。また、振込手数料の上限を引き下げる一方で、それまで存在しなかった小切手処理手数料を新たに導入し、小切手の利用コストを割高にすることで、電子送金へのシフトを図っている。

一方、「④インセンティブの付与」では、現金からペイメントカードへのシフト、およ

び小切手から電子送金へのシフトのためにそれぞれファンドを活用するスキームが採られ、しかもファンドの原資を賄うための仕掛けも用意されている。

前者の現金からペイメントカードへのシフトを促すためのファンドが「Market Development Fund (MDF)」である。スキームの具体的な中身は図表8の通りであるが、要すれば、クレジットカード・イシューア（カード発行銀行）が徴収出来るインターチェンジ・フィー（イシューアの収入となる手数料）にかかわるインセンティブを付与することで、決済端末の設置を促進するとともに、その費用が捻出される仕組みとなっている。

後者の小切手から電子送金へのシフトでは、電子送金の利用を促進するとともに、その費用を賄うためのファンド「e-Payment Incentive Fund (ePIF)」を各銀行が設立・活用する。前述の通り、小切手処理手数料が新

図表7 マレーシアにおけるペイメントカードのインターチェンジ・フィー規制の概要

カードの種類	インターチェンジ・フィー	
	規制前（2014年）	規制後（2015年～）の上限
国内デビットカード	0.40%	・0.15%または50セン+0.01%（低いほう） ・0%（政府への支払い）
国際デビットカード／プリペイドカード	0.99～1.20%	・0.21%または70セン+0.01%（低いほう） ・0%（政府への支払い）
クレジットカード	1.32～1.80%	・1.10%（Market Development Fund設立の場合、2015～2020年） ・1.00%（Market Development Fund未設立の場合、2015～2020年） ・0.48%（2021年以降）

（注1）インターチェンジ・フィーの説明は図表6を参照のこと。

（注2）100セン＝1リンギット。

（資料）Bank Negara Malaysia, "Payment Card Reform Framework," December 23, 2014

たに導入されたが、各銀行がそれによって得た手数料収入をこのファンドに拠出する必要がある。具体的には図表9の通りである。

(d) モバイル決済への期待

「Financial Sector Blueprint 2011-2020」では、キャッシュレス決済について2020年までに達成すべき4つの数値目標が設定されている(図表10)。このうち、小切手の処理件数につ

図表8 マレーシアのMarket Development Fund (MDF) の概要

○マレーシア中銀 (BNM) によるPayment Card Reform Framework (PCRF,2015年) に基づく。
○カード・ネットワークに対し、決済端末設置費用を賄うためのファンド (MDF) 設立のインセンティブを付与。
○それによりマレーシア国内の決済端末数が大幅に増加することが狙い。
○具体的スキーム <ul style="list-style-type: none"> <li>・カードネットワーク事業者 (VISA、MasterCard等) に対し、決済端末の設置費用を賄うためのファンド「Market Development Fund (MDF)」の設立を認める。</li> <li>・MDFを設立したカードネットワークに参加するクレジットカード・イシューアには、徴収出来るインターチェンジ・フィーの上限として1.10%が適用。MDF未設立カードネットワークの参加イシューアが徴収できるインターチェンジ・フィーの上限は1.00%。</li> <li>・MDFを設立したカードネットワークの参加イシューアは、優遇された0.10%分をMDFに拠出することで、MDFに資金がプールされる仕組み。</li> </ul>

(注) Payment Card Reform Frameworkは、2013年金融サービス法 (Financial Services Act 2013) および2013年イスラム金融サービス法 (Islamic Financial Services Act 2013) に基づきマレーシア中銀が公表。ペイメントカードの受け入れコストの公平性、合理性を確保することが目的。

(資料) Bank Negara Malaysia, "Payment Card Reform Framework," December 23, 2014

図表9 e-Payment Incentive Fund (ePIF) の概要

○2015年にマレーシア中銀 (BNM) がスキーム開始。
○小切手から電子送金へのシフトを促進するために銀行業界にインセンティブを付与。
○電子送金のインフラとサービスの改善が継続的に実施されることが狙い。
○具体的スキーム <ul style="list-style-type: none"> <li>・各銀行は、新たに導入された小切手処理手数料によって得た手数料収入を、各自が設立したファンド「e-Payment Incentive Fund (ePIF)」に拠出することが義務付けられる。</li> <li>・wPIFに拠出する料率は、電子送金の促進に資する取り組みの進捗状況によって異なる。</li> <li>・予め設定された取り組み事項をクリアした銀行は、小切手手数料収入の50%を拠出。クリア出来なかった銀行は100%を拠出。  <ul style="list-style-type: none"> <li>取り組み事項例：電子送金をATMでも行えるようにする</li> <li>電子送金関連の特定の手数料を個人・中小企業向けに無料化等</li> </ul> </li> <li>・そのようにしてプールした資金を、銀行は電子送金を促進するための費用に充当。</li> <li>・これにより、電子送金を促進する取り組みが順調に進んでいる銀行は、小切手処理手数料収入の50%を確保、残り50%を一段の取り組みのための費用に充当することになる。</li> <li>・一方、取り組みが不十分な銀行は、小切手処理手数料収入をすべて取り組み費用に充当しなければならない。</li> </ul>

(資料) Tan Nyat Chuan, Bank Negara Malaysia, "Transforming the Payment Landscape in Malaysia: 4th Annual Technology and Innovation - the Future of Banking and Financial Services," May 10, 2016など

図表10 マレーシアのキャッシュレス決済目標と実績

	2011年実績	2017年実績	2020年目標
1人当たり電子決済件数(件)	40	111	200
小切手決済件数(100万件)	205	119	100
カード決済端末数(1,000人当たり台数)	7	13	25
1人当たりデビットカード取扱件数(件)	1	5	30

(注) マレーシア中銀が2011年に発表した「Financial Sector Blueprint 2011-2020」で設定した数値目標の進捗状況。

(資料) Bank Negara Malaysia, "Financial Stability and Payment Systems Report 2017," 2018

いては目標を達成する見込みであるが、ほかの3つについてはこのままでは達成は難しい。そこで政府が着目したのがモバイル決済である。国民の間でスマートフォンが急速に普及するもとの、銀行がモバイルバンキング・サービスの提供に乗り出し、利用者も急増している。一方、スマートフォンを用いたQRコード決済やP2P送金など、モバイル決済分野への参入が銀行、ノンバンクを問わず相次いでいる。電子マネーを発行するノンバンクの数は2016年の26社から2017年には37社に拡大した。

現状ではモバイル決済の様々なスキームが乱立しているため、政府はプレイヤーが互いに協調と競争の両方を実現しながら利便性の高いサービスを提供出来るようなキャッシュレス決済のプラットフォーム、「Real-time Retail Payments Platform (RPP)」の構築に取

り組んでいる。その開発・運営を担うのは、マレーシア中銀を筆頭株主に、ほか国内11の銀行を株主とするPayments Network Malaysia (PayNet) (注30)である。

RPPには2つの柱がある。1つ目は、シンガポールのPayNow、タイのPromptPayのような携帯電話番号を使った24 / 7即時振り込みの導入である。マレーシアでは「Instant Transfer」によってすでに24 / 7即時振り込みが実現している。その利便性を高めるために、携帯電話番号、国民ID番号、法人ID番号などを銀行口座もしくは電子マネー口座と紐付けし、利用者がそれらを用いて振り込みを行うことを可能とする。また、5,000リンギット(約14万円)以下の送金については振込手数料を無料とする。2つ目は、QRコードの規格を統一することである。それによって店舗は1つのQRコードを提示するだけで済み、利用者も混乱を回避出来る。

特筆すべきは、銀行のみならずノンバンクもRPPにアクセス出来ることである。それによって、銀行・ノンバンクを問わず決済インフラの構築の重複を避けることが出来る。その一方で、ノンバンクも加わって競争がさらに激化し、それがサービスの向上と手数料の引き下げにつながることを政府は期待している。

なお、マレーシア中銀は、こうした電子送金の相互運用性の枠組みとして、「Interoperable Credit Transfer Framework



(ICTF)」を2018年3月に発表した。

### (3) タイ

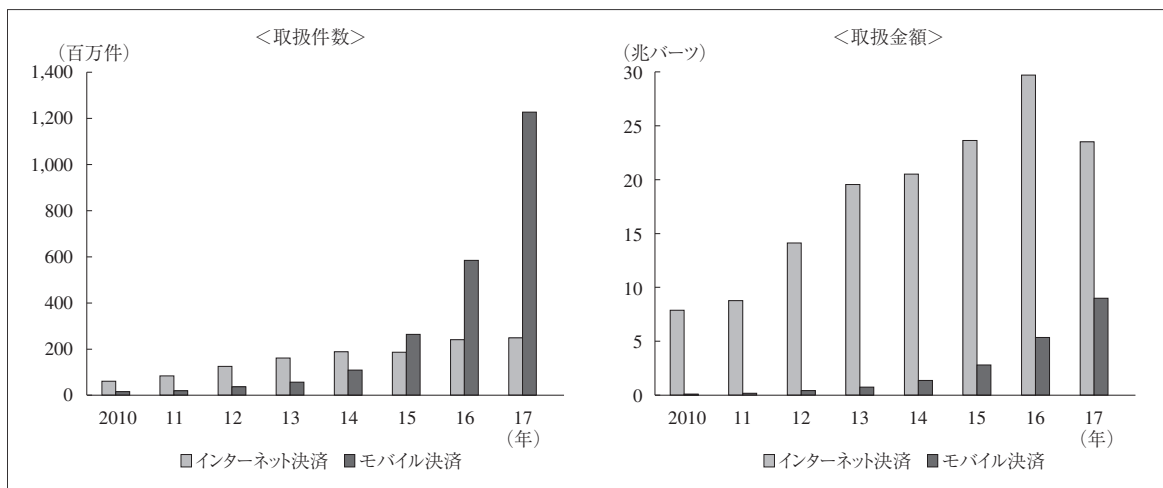
#### (a) 現状

タイは、東南アジアのなかでシンガポール、マレーシアの次にキャッシュレス決済が進んだ国である。首都バンコクは、前掲図表1の電子決済の成熟度合いでいえば、「デジタル移行中」の都市に該当する。銀行口座保有率はマレーシアとほぼ同水準であるが、デビットカードおよびクレジットカード保有率はマレーシアよりも低い水準にとどまる（前掲図表2）。

タイでもキャッシュレス決済が急速に拡大

しつつある。とりわけモバイル決済の拡大が顕著である。モバイル決済（送金や支払い）は2012年から2017年までの5年間で、件数ベースで34倍、金額ベースで20倍になった（図表11）。モバイル決済は金額ベースではいまだインターネット決済を下回るものの、件数ベースでは2015年に逆転した後、その差を広げている。スマートフォンが急速に普及するもとの、銀行がスマートフォンで利用可能な様々なサービスを提供し、顧客もその利便性の高さから利用するようになったことが確認出来る。いまでは公共料金やオンラインショッピングの支払いから電子送金まで多様な用途のためにスマートフォンが利用される

図表11 タイにおけるインターネット決済およびモバイル決済の取扱状況



(注) 銀行内・銀行間の電子送金および財・サービスの購入が含まれる。  
 (資料) Bank of Thailandデータベース

ようになっている。

こうしたなか、2016年に国内商業銀行の支店数がはじめて減少に転じ、2017年には減少ペースが速まった（注31）。支店業務の一部をインターネット／モバイル決済が代用可能になるもとの、銀行がコスト効率の向上の観点から支店運営を見直した結果と推測される（注32）。

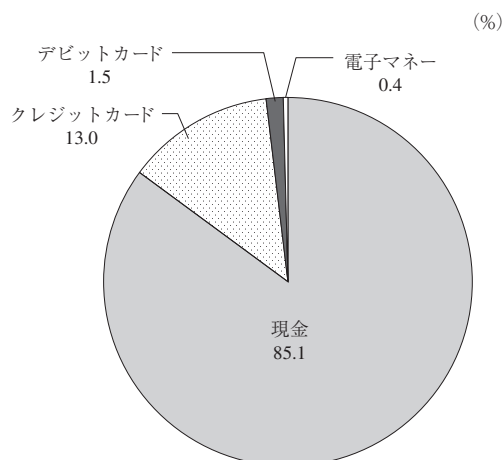
一方で、キャッシュレス決済が遅れている分野が、リアル店舗での支払いである。タイ中銀の試算によると、2016年のリアル店舗での決済額について、現金決済の割合が85.1%と圧倒的なシェアを占める一方で、2番目に多かったクレジットカード決済は13%に過ぎず、デビットカード決済はわずか1.5%であった（注33）（図表12）。近年、デビットカードの利用は後述する各種の推進策により急増しているものの、ほとんど利用されていない状況からスタートしただけに、絶対水準はいまだに低いのが実情である。

#### (b) 推進の目的

タイ政府によるキャッシュレス決済の普及はマレーシア政府と同様に、生産性を向上させて「中所得国の罫」を脱し高所得国の仲間入りを果たす、という国家的課題に取り組む一環として推進されている。

キャッシュレス決済の普及は中小企業の金融包摂（financial inclusion）の観点からも必要とみなされている（注34）。タイでは前述

図表12 タイのリアル店舗での決済手段別シェア（金額ベース、2016年）



（資料） Bank of Thailand, "Payment Systems Report 2016," 2018

の通り、銀行口座保有率は比較的高いものの、銀行融資の面ではいまだ課題が多い。とりわけ、中小企業は財務状況の把握が難しいことから銀行が融資に消極的であり、それが中小企業の成長機会を阻害する一因になっているとして政府が問題視している。キャッシュレス決済が普及すると、中小企業の資金の出入りや売上状況などがより透明になり、銀行としても適切な与信判断に基づき融資がしやすくなることが期待されている。

#### (c) 主な施策

タイ政府はキャッシュレス決済を促進するための「国家電子決済マスタープラン」を策定し、具体策として5つのプロジェクトに取

り組んでいる（図表13）。その筆頭に挙げられているのが、携帯電話番号宛てでも可能な24／7即時振り込み「PromptPay」である（前掲図表5）。タイ中銀およびタイ銀行協会の主導のもと、2017年1月に導入された。24時間週7日いつでも即座に振り込みが可能であり、振込先の携帯電話番号または国民ID番号ないし法人ID番号の入力だけで振り込みが出来る点は、シンガポールのPayNowと同じである。PayNowでは個人間の送金手数料が無料であるのに対して、PromptPayでは5,000バーツ（約1.7万円）までは無料、それ以上は有料となるものの、最大でも10バーツ（約30円）と低く設定されている。

5つのプロジェクトのなかには、「プラスチックカードの利用拡大」も含まれる。「PromptPay」でモバイル決済の促進を図りつ

つ、それと同時にプラスチックカードの利用も促進することで、キャッシュレス決済の普及に向けた歩みをより強固なものにしたいとの政府の意図が働いている。マレーシアと同様の理由から、プラスチックカードとしてより推進したいのはデビットカードである。

デビットカードの推進策として、現在、タイ中銀は国内の主要商業銀行7行と協力して「カード利用拡大プロジェクト（Card Usage Expansion Project）」を実施している。プロジェクト期間中、決済端末を設置した店舗には、①最初の1台の購入・レンタル費用の無料化、②デビットカードの加盟店手数料率の引き下げ（従来1.5～2.5%であったものを、0.55%に上限設定）、③デビットカードの加盟店手数料負担額に対する税制優遇、④2017年5月から2018年4月までにデビットカードで支払った利用者および加盟店の双方を対象とする懸賞キャンペーン、が適用される。

こうした優遇策もあって、決済端末は過去5年間（2012～2017年）で2.7倍に急増した。人口1,000人当たりの台数も、2012年の4台から2017年には11台となり、マレーシアの13台に迫っている。

一方、タイでもシンガポールと同様にQRコード規格の統一が実現している。まず、2017年8月に統一規格が発表された。そして、互換性および決済取引の正確性が確保されるか、消費者保護に資するか、などを確認する

図表13 タイ「国家電子決済マスタープラン」の5つのプロジェクト

1	PromptPay
2	プラスチックカード利用の拡大 ・とくにデビットカード
3	eTaxの推進 ・付加価値税・源泉所得税の電子化、eTaxインボイス
4	政府による給付金支払いの電子化 ・国民IDを利用した福祉給付の送金 ・低所得者データベースの統合 ・公共部門による資金の受け取り・支払いの電子化
5	電子決済の促進 ・国民への啓蒙活動 ・現金・小切手から電子決済へのシフトのためのインセンティブの付与

（資料）Bank of Thailand, "Payment Systems Report 2015," 2016

ためのレギュラトリー・サンドボックス  
(注35)での試行とタイ中銀による認可を経て、複数の金融機関が2017年末からサービスの提供に順次、乗り出している。

このようにみると、タイ政府によるキャッシュレス決済の推進策の多くはインフラ整備に徹しているが、デビットカードの推進策など一部の施策ではそこから一歩踏み込んで、より能動的な働きかけがなされている。

(注18) CPMIとは、国際決済銀行(BIS)傘下の決済・市場インフラ委員会。メンバーは、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港、インド、イタリア、日本、韓国、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、アメリカの23カ国・地域。

(注19) KPMG [2016]

(注20) ここでの社会的コストは、金融機関、インフラ提供者、小売店が現金を取り扱うことで負担する人件費やITコストなどを指す。

(注21) “An Electronic Payments Society’ – Keynote Address by Mr. Ravi Menon, Managing Director, Monetary Authority of Singapore, at the Sim Kee Boon Institute Conference on FinTech and Financial Inclusion,” Monetary Authority of Singapore, News and Publications, August 19, 2016

(注22) 毎年、シンガポールの独立記念日(8月7日)の数週間後に開催される政治集会。ここで行われる首相演説では国家の重要課題やそれを受けた政府の注力分野などの政策方針が提示されるため、注目度が極めて高い。

(注23) “National Day Rally 2017,” Prime Minister’s Office Singapore, Newsroom, August 20, 2017

(注24) 正式名はNetwork for Electronic Transfers。シンガポールの主要銀行の出資により1985年に設立され、現在はDBS、OCBC、UOBの3行が所有する。EFTPOS(販売時電子資金移動)、銀行間支払い代行、電子マネーやデビットカードの運営、決済代行など幅広い決済サービス事業を手掛ける。

(注25) “Singapore’s local banks join hands with NETS to launch unified digital payment platform for the Nation,” NETS, media releases, November 20, 2017

(注26) “Two more banks to offer PayNow,” The Association of Banks in Singapore, media release, April 9, 2018.

(注27) なお、マレーシアの現金流通残高の対名目GDP比は6.9%と、シンガポールの10.4%よりも低い(前掲図表4)。

現金は、支払い手段として以外に貯蔵手段としても利用されることから、マレーシアでは貯蔵手段としての利用が相対的に少ないことを反映していると推測される。

(注28) “E-payment reduces wastage to economy: Muhammad,” New Strait Times, December 8, 2017 ([https://www.nst.com.my/business/2017/12/312234/e-payment-reduces-wastage-economy-muhammad#cxrecs\\_s](https://www.nst.com.my/business/2017/12/312234/e-payment-reduces-wastage-economy-muhammad#cxrecs_s))

(注29) インターチェンジ・フィーとは、カード・アクワイアラー(カード加盟店開拓銀行)がカード・インシュア(カード発行銀行)に支払う手数料。カード・アクワイアラーは、インターチェンジ・フィーに自行の取り分などを上乗せた手数料(加盟店手数料)をカード受入加盟店から徴収する。したがって、インターチェンジ・フィー料率が低下すると、加盟店が支払う加盟店手数料率も低下する。

(注30) PayNetは、Malaysian Electronic Payment System(MEPS、国内の銀行間決済システムを運営する、複数の銀行による共同出資会社)とMalaysian Electronic Clearing Corporation(MyClear、電子決済システムの運営や金融市場インフラの開発を行うマレーシア中銀の完全子会社)が2017年8月に合併して誕生した。

(注31) 国内商業銀行の支店数は、2015年末の7,040カ店から2016年末には6,988カ店へ52カ店減り、2017年末にはさらに222カ店減少して6,766カ店となった。

(注32) 支店数の減少はそれに加えて、商業銀行が収益性の低下を受けてコスト削減に動いた結果とも考えられている(熊谷 [2018])。

(注33) Bank of Thailand [2018]

(注34) この部分はタイ中銀からのヒヤリングによる(2018年3月26日)。

(注35) 限られた範囲・期間内で規制を停止し、企業が自由に新規事業を試すことを許容する規制緩和策。子供が砂場のなかで自由に遊ぶことに由来する。

## 5. 今後の展望

東南アジア諸国がキャッシュレス決済の先進国に一気に躍り出るか否かは現時点で見通すことは出来ない。それでも、シンガポール、マレーシア、タイの3カ国では民間の活動と政府による推進策、それ以外の国では決済を巡る課題解消のニーズに後押しされて、キャッシュレス決済の利用は着実に進むとみてよいであろう。東アジアのなかでは、韓国

でキャッシュレス決済がすでにかかなりの程度普及しており、中国でも急速に普及しつつあるが、その流れに東南アジアが加わることになる。しかも、日本ではいまだ導入されていない携帯電話番号を使った24 / 7即時振り込みがシンガポールとタイで導入されたことが示唆するように、国の経済水準と電子決済の新しいスキームの導入に相関はなくなっている。

シンガポール、タイの両政府はPayNowとPromptPayの相互接続に合意しており、マレーシアもそれに加わる意向を示している。さらに、2018年4月にはフィリピン中銀のエスペニリャ総裁が、最近導入したInstaPayを将来的に東南アジア域内のほかの国の即時振り込みネットワークと接続する可能性について言及した（注36）。これらが実現すると、東南アジア域内で小口資金が簡単かつ低コストで移動可能となり、域内の資金移動の活発化と経済統合の促進に寄与することが期待出来る。

一方、Alipay、WeChatPayについては前述の通り、今後、東南アジアで中国人観光客のみならず地場の消費者も利用出来るようになることが予想される。そうなるとAlipay、WeChatPayが東南アジアのキャッシュレス決済市場を席巻することにならないか。この点を考えるに当たり、中国のモバイル決済市場でなぜAlipay、WeChatPayが合計で9割のシェアを握ることが出来たかをまず振り返

る。最大の要因は、アリババは電子商取引、テンセントはSNSを起点に、それぞれ1つのプラットフォームを通じて利用者の日常生活の様々なシーンに入り込み、それに付随する「お金を払う」行為においてAlipay、WeChatPayが利用されるようになったという経緯が指摘出来る。出発点はあくまでも生活上の行動であり、決済ではない。

ところが、アリババ、テンセントとも東南アジアではそこまで人々の生活に入り込んでいない。アリババは電子商取引ではすでに主要プレイヤーとなっているものの、電子商取引の市場自体がいまだ小さいもとの、その影響力は現状では限定的にとどまっている。その一方で、東南アジアではすでに多数の事業者によってモバイル決済サービスが提供されており、しかもシンガポール、タイ、マレーシアでは24 / 7即時振り込みおよびQRコード規格の統一によって、地場の銀行もリアル店舗において利便性の高いモバイル決済サービスを提供可能になる。どのサービスも生活上の行動ではなく決済を出発点としているのであれば、Alipay、WeChatPayが地場のプレイヤーに比べて圧倒的な優位性を有するわけではない。

このように考えると、Alipay、WeChatPayが東南アジアのモバイル決済において一定の存在感を示すことは十分に展望出来ても、突出したシェアを確保する公算は小さいのではなかろうか。逆の見方をすれば、今後、日常

の様々な行動に対応する利便性の高いプラットフォームを構築し、そのうえで決済をシームレスに、余計な手間をかけることなく行うことを可能にすれば、それが地場勢であれ中国勢であれ、東南アジアのキャッシュレス決済市場を握ることになる。

(注36) “Asean-wide e-payment network now feasible, says BSP chief,” Newsbytes Philippines, April 30, 2018 (<http://newsbytes.ph/2018/04/30/asean-wide-e-payment-network-now-feasible-says-bsp-chief/>)

#### 参考文献

(日本語)

1. 岩崎薫里 [2018] 「東南アジアで台頭するフィンテックと金融課題解決への期待」日本総合研究所『環太平洋ビジネス情報RIM』2018年Vol. 18、No.68
2. 北野健太 [2016] 「世界水準に迫る中国のインターネット企業」日本総合研究所『Research Report』2016-5、2016年10月19日
3. 熊谷章太郎 [2018] 「デジタル化で支店削減を進めるタイの商業銀行」日本総合研究所『リサーチ・フォーカス』2018年5月28日

4. 経済産業省 商務・サービスグループ消費・流通政策課 [2018] 『キャッシュレス・ビジョン』2018年4月
5. 首相官邸 [2017] 『未来投資戦略2017』2017年6月
6. 神宮健 [2018] 「中国におけるインターネット金融とFinTechのリスク防止」野村総合研究所『金融ITフォーカス』2018年3月号
7. 孫元捷 「中国第三者決済業界の規範化が進む～網聯の登場により新たなステージへ」三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司『経済週報』2017年8月2日第359期

(英語)

8. Association of Banks in Malaysia, “Annual Report 2015,” 2017
9. Bank Negara Malaysia, “Financial Sector Blueprint 2011-2020,” December 2011
10. ——— “Financial Stability and Payment Systems Report 2017,” March 28, 2018
11. ——— “Interoperable Credit Transfer Framework,” March 16, 2018
12. Bank of Thailand, “Payment Systems Report 2016,” 2018
13. Cook, William and Claudia McKay, “Banking in the M-Pesa Age,” Consultative Group to Assist the Poor, Working Paper, September 2017
14. KPMG [2016] “Singapore Payments Roadmap: Enabling the future of payments 2020 and beyond,” August 2016

本誌は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。

本誌は、作成日時時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。